

提案する諸条例等の制定要旨

議案第100号 南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、ケーブルテレビ事業の民間化に伴うもの、農業共済事務の1県1組合化に伴うもの、及び特定の事業に係る営繕に関する業務を行うこととするもの等により、総務企画部及び産業建設部の所掌事務を改めるものです。
なお、附則でこの条例の施行日を令和2年4月1日と定めています。

議案第101号 南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、「兵庫県農業共済組合」が設立されることに伴い、適切なマンパワーの確保及び円滑な業務の引き継ぎに必要な職員を派遣することができるよう本条例に規定を追加するものです。
なお、附則でこの条例の施行日を令和2年4月1日と定めています。

議案第102号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、南あわじ市特別職報酬等審議会の答申に沿って公務災害補償等認定委員会等の報酬額を改正するものです。
なお、附則でこの条例の施行日を令和2年4月1日と定めています。

議案第103号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、特別職の期末手当の支給割合について、本年度人事院勧告の内容を給与制度に反映させる一般職の改正内容と同様の改定を行うため、所要の改正を行うものです。
なお、附則でこの条例の施行日を公布の日外と定めています。

議案第104号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、本年度人事院勧告に準拠し、所要の改正を行うものです。主な内容は、行政職、医師職及び看護職の各給料表、勤勉手当の支給割合の改定及び住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げるとともに、支給月額の上限を引き上げるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を、公布の日外と定めています。

議案第105号 南あわじ市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、会計年度任用職員制度の導入によるフルタイム会計年度任用職員について、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象となることに伴い、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の補償基礎額について常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに整備するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和2年4月1日からと定めています。

議案第106号 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、本年度人事院勧告に準拠し、所要の改正を行うものです。主な内容は、特定任期付職員の給料表及び期末手当の改定です。

なお、附則でこの条例の施行日を、公布の日からと定めています。

議案第107号 ふるさと南あわじ応援寄附金条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和元年6月からふるさと納税制度が改正されたことに伴い、ふるさと応援寄附金を充当して実施する事業の見直し、規定の明確化等を行うことにより、ふるさと南あわじ応援寄附金の一層の有効活用を図るものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和2年4月1日と定めています。

議案第108号 南あわじ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）の施行に伴い、災害援護資金の償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、合議制の機関の設置等、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日外と定めています。

議案第109号 南あわじ市バイオマス利活用施設条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、バイオマス利活用施設の炭化設備撤去に伴い、バイオマス利活用施設八木センター、倭文センター及び賀集センターを廃止するため、

施設の名称及び位置を定めた別表を改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和2年4月1日と定めています。

議案第110号 南あわじ市農業共済条例を廃止する条例制定について

この条例は、令和2年4月1日より、兵庫県下全域をその事業区域とする兵庫県農業共済組合が設立され、農業共済事業を新組合に引き継ぐため、同日をもって当条例を廃止するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和2年4月1日と定めています。

議案第111号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

この規約の一部改正は、組合の構成団体である「中播農業共済事務組合」が兵庫県農業共済組合の設立に伴い、令和2年3月31日付けで解散及び脱退するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの規約の施行日を令和2年4月1日と定めています。